359

質問第三五九号平成二十年十二月十八日提出

理学療法士作業療法士学校養成施設に関する質問主意書

提出者

滝

実

理学療法士作業療法士学校養成施設に関する質問主意書

最近の数年は、 理学療法士、 作業療法士 (以 下 「療法士」という)を養成する大学が急増している。

ため看過できない問題が起きているので質問する。

療法士を養成する大学の増加にともない医療機関で実習する施設が不足している。このため一部の大学

では実習教育を軽視し、医療技術を身につけているべき療法士が実践能力不十分のまま有資格者になり医

このように知識偏重で療法士を養成する結果、

医療人としての基本的心構えや資質の

な い療法士が医療 ・福祉に携わっている実態を放置していいのか。 療現場に出ている。

療法士は技術の取得が重視されなければならないのに、 四年制 の大学 (専門課程は二年半)

修了者を三

年制 の専門学校修了者と同じレベルの技術を取得できると考えている文部科学省・厚生労働省共管の 療

法士学校養成施設指定規則」 は、 現在の大学の実態を検証することなく過度に高く評価するものであっ

て、公正な取扱いをするために見直す必要があるのではないか。

 \equiv 学生数が減少してきたため大学が生き残りをかけてさまざまな学科を新設している。 療法士の養成学科

もそのような学科であり、 その影響を受けてこれまで療法士を養成してきた小さな専門学校が実績を作っ

てきた実習病院を大学に奪われる事態も発生している。このように所管省庁の違いによる連絡不十分な事

務処理によって、 質の高い療法士を養成してきた専門学校が実習病院を確保できない事態に陥っているの

を黙殺していいのか。

兀 リハビリテーションの必要が高まっている現在、 リハビリテーション関係職種の業務内容を保証し、 質

の高い技術を提供できるよう、国として資格者養成について責任を強めるべきではないのか。

資格者の増加、

診療報酬の引き下げにより資格

五

リハビリテーション関係職種が国家資格でありながら、

者が不適切な業務行為に奔る虞があるので、 リハビリテーション関係職種の職域、 業務独占などについて

早急に検討する必要があるのではないか。

右質問する。